

国家戦略特区制度に係る規制の事前評価書

政策の名称	国家戦略特区制度
法令の名称	国家戦略特別区域法
担当部局	内閣官房 地域活性化統合事務局（担当参事官：宇野善昌） 内閣府 地域活性化推進室（担当参事官：宇野善昌）
評価実施時期	平成26年4月

1 政策の名称

国家戦略特区制度

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

国家戦略特区制度は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための取組に対し、規制の特例措置、金融上の支援措置などにより総合的かつ集中的に支援するものとして、「日本再興戦略」（H25.6.14閣議決定）に基づく施策として実施するもの。

(2) 規制の内容

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための取組に対し、取組を行う地域を「国家戦略特別区域」に指定し、総合的かつ集中的に支援するため、他の支援措置と併せ、以下の規制の特例措置を講ずるもの。

<国家戦略特別区域の特例措置>

- ①滞在施設の旅館業法の適用除外（旅館業法の特例）
- ②病床規制の特例による病床の新設・増設の容認（医療法の特例）
- ③容積率・用途等土地利用規制の見直し（建築基準法の特例）
- ④エリアマネジメントの民間開放（道路法の特例）
- ⑤農業生産法人の要件緩和（農地法等の特例）
- ⑥農業委員会と市町村の事務分担（農地法等の特例）
- ⑦都市計画の決定等や事業に係る許認可のワンストップ処理（都市計画法等の特例）

(3) 規制の必要性

地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の実現のために必要な政策課題の解決を図るためには、国は、規制の特例措置の整備その他の関連する制度の改革の実施その他の必要な施策を総合的かつ集中的に講ずることが必要である。

(4) 法令の名称とその内容

法の名称：国家戦略特別区域法

法の内容：

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を総合的かつ集中的に推進することより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、①基本理念、②政府による国家戦略特別区域基本方針の策定、③国家戦略特別区域の指定、④国家戦略特別区域会議による区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、⑤当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、⑥国家戦略特別区域諮問会議の設置等について定めるもの。

3 想定される代替策

規制の特例措置を施行せずに、現行の各種規制制度を継続する。

4 規制の費用・便益

① 費用

【遵守費用】

<本対策案>

規制の特例①～⑦のいずれについても、新たな規制を設けるものではないため、遵守費用は発生しない。逆に規制緩和により、従前の規制にかかる遵守費用が減少する。

<代替案>

現状どおりの遵守費用が発生する。

【行政費用】

<本対策案>

規制の特例①～⑦のいずれについても、新たな規制を設けるものではなく、新設組織を伴うものではないため、行政費用は発生しない。

<代替案>

現状どおりの行政費用が発生する。

【その他社会的費用】

<本対策案>

規制の特例①～⑦のいずれについても、全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、国家戦略特区に限定して、代替措置等を講じつつ行うものであり、社会的費用は最小限に抑えられるものと考えられる。

<代替案>

新たな社会的費用は発生しない。

② 便益

<本対策案>

国家戦略特区制度は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための取組に対し、規制の特例措置を講ずることにより、地域の取組を踏まえつつ、国家戦略の観点から、内閣総理大臣主導の下、大胆な規制改革等を実行するものである。これら国家戦略特区制度の創設により、拠点形成による産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成が期待される。

<代替案>

拠点形成による産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成といった便益が得られない。

5 政策評価の結果

本法では、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための取組に対し、規制の特例措置を講ずることにより、地域の取組を踏まえつつ、国家戦略の観点から、内閣総理大臣主導の下、大胆な規制改革等を実行するものである。

一方、代替案については、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点の形成といった効果が得られない。

6 有識者の見解その他関連事項

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「スピード感をもって規制・制度改革やインフラ整備を実現してみせる必要」があ

るとされており、「新たな手法として、内閣総理大臣主導で、国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行するための突破口として、国家戦略特区」を創設する」こととされている。

また、これを踏まえ、制度設計の参考とするために平成25年8月12日から9月11日まで実施した提案募集においては、地方公共団体や民間事業者等、242団体から197件の提案が寄せられ、規制等の特例措置に対するニーズの大きさが実証された。

7 レビューを行う時期又は条件

本法では、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。

国家戦略特区制度に係る規制の事前評価書

政策の名称	国家戦略特区制度		
担当部局	内閣官房 地域活性化統合事務局(担当参事官:宇野善昌) 内閣府 地域活性化推進室(担当参事官:宇野善昌)		
評価実施時期	平成26年4月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 国家戦略特区制度は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための取組に対し、規制の特例措置、金融上の支援措置などにより総合的かつ集中的に支援するものとして、「日本再興戦略」(H25.6.14閣議決定)に基づく施策として実施するもの。</p> <p>【規制の内容】 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための取組に対し、取組を行う地域を「国家戦略特別区域」に指定し、総合的かつ集中的に支援するため、他の支援措置と併せ、規制の特例措置を講ずるもの。</p> <p>【規制の必要性】 地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の実現のために必要な政策課題の解決を図るためには、国は、規制の特例措置の整備その他の関連する制度改革の実施その他の必要な施策を総合的かつ集中的に講ずることが必要である。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>法の名称:国家戦略特別区域法 法の内容:産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、①基本理念、②政府による国家戦略特別区域基本方針の策定、③国家戦略特別区域の指定、④国家戦略特別区域会議による区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、⑤当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、⑥国家戦略特別区域諮問会議の設置等について定めるもの。</p>	
想定される代替案	規制の特例措置を施行せずに、現行の各種規制制度を継続する。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	新たな規制を設けるものではないため、遵守費用は発生しない。逆に規制緩和により、従前の規制にかかる遵守費用が減少する。	現状どおりの遵守費用が発生する。
	(行政費用)	新たな規制を設けるものではなく、新設組織を伴うものではないため、行政費用は発生しない。	現状どおりの行政費用が発生する。
(その他の社会的費用)	全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、国家戦略特区に限定して、代替措置等を講じつつ行うものであり、社会的費用は最小限に抑えられるものと考えられる。	新たな社会的費用は発生しない。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	国家戦略特区制度は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための取組に対し、規制の特例措置を講ずることにより、地域の取組を踏まえつつ、国家戦略の観点から、内閣総理大臣主導の下、大胆な規制改革等を実行するものである。これら国家戦略特区制度の創設により、拠点形成による産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成が期待される。	拠点形成による産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成といった便益が得られない。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本法では、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための取組に対し、規制の特例措置を講ずることにより、地域の取組を踏まえつつ、国家戦略の観点から、内閣総理大臣主導の下、大胆な規制改革等を実行するものである。</p> <p>一方、代替案については、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点の形成といった効果が得られない。</p>		
有識者の見解その他関連事項	<p>平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「スピード感をもって規制・制度改革やインフラ整備を実現してみせる必要」があるとされており、「新たな手法として、内閣総理大臣主導で、国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行するための突破口として、国家戦略特区」を創設することとされている。</p> <p>また、これを踏まえ、制度設計の参考とするために平成25年8月12日から9月11日まで実施した提案募集においては、地方公共団体や民間事業者等、242団体から197件の提案が寄せられ、規制等の特例措置に対するニーズの大きさが実証された。</p>		
レビューを行う時期又は条件	本法では、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。		
備考			